

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市土地区画整理事業助成金交付規則を廃止する規則【建築都市局都市再生推進部都市再生整備課】 4
- 北九州市契約規則及び北九州市工事執行規則の一部を改正する規則【技術監理局契約部契約制度課】 5

◇ 告 示

- 北九州広域都市計画区域区分の変更【建築都市局計画部都市計画課】 7
- 北九州広域都市計画用途地域の変更【建築都市局計画部都市計画課】 8
- 北九州広域都市計画地区計画の決定【建築都市局計画部都市計画課】 9
- 徴収事務の委託【八幡東区役所まちづくり整備課】 10
- 北九州広域都市計画道路の変更【建築都市局計画部都市交通政策課】 11
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 12
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 13
- 北九州広域都市計画高度地区の変更【建築都市局計画部都市計画課】 14
- 北九州広域都市計画土地区画整理事業の決定【建設局河川部神嶽川旦過地区整備室】 15
- 北九州広域都市計画土地区画整理事業の決定【建築都市局都市再生推進部都市再生整備課】 16

◇ 公 告

○ 北九州市長野津田土地区画整理組合の設立の認可【建築都市局都市再生推進部都市再生整備課】	17
○ 農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】	18
○ 北九州市立地適正化計画の変更【建築都市局計画部都市計画課】	19
○ 北九州市公告第204号により公告した公募型プロポーザルの中止【環境局環境国際経済部温暖化対策課】	20
◇ 上下水道局	
○ 北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】	21
◇ 交通 局	
○ 北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】	23
◇ 公営競技局	
○ 北九州市公営競技局職員就業規程の一部を改正する規程【公営競技局総務課】	25
○ 特定調達契約の落札者の決定【公営競技局ボートレース事業課】	26

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市土地区画整理事業助成金交付規則を廃止する規則

北九州市土地区画整理事業助成金交付規則を廃止することにしました。
この規則は、令和2年3月30日から施行することにしました。

◇北九州市契約規則及び北九州市工事執行規則の一部を改正する規則

民法の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。
この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。

北九州市土地区画整理事業助成金交付規則を廃止する規則をここに公布する

。

令和 2 年 3 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 2 0 号

北九州市土地区画整理事業助成金交付規則を廃止する規則

北九州市土地区画整理事業助成金交付規則（昭和 4 3 年北九州市規則第 5 3 号）は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市契約規則及び北九州市工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 2 1 号

北九州市契約規則及び北九州市工事執行規則の一部を改正する規則

(北九州市契約規則の一部改正)

第 1 条 北九州市契約規則 (昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号) の一部を次のように改正する。

第 2 3 条各号列記以外の部分ただし書、第 1 号及び第 3 号中「または」を「又は」に改め、同条第 6 号中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同条第 7 号中「および」を「及び」に改め、同条第 8 号中「、その他」を「その他」に改め、同条第 9 号中「およびかし担保の」を「及び種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき」に改め、同条第 1 0 号及び第 1 3 号中「および」を「及び」に改める。

第 2 5 条第 2 項中「規定による」を削り、同条第 4 項ただし書中「かし担保期間」を「種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の期間」に改め、同条第 7 項第 3 号中「に付し、若しくは」を「又は」に、「若しくはせり売りに付し、又は」を「、せり売り若しくは」に改め、同項第 8 号中「ときに」を「場合に」に改める。

第 3 6 条の見出し中「物件の」の次に「取替え及び」を加え、同条第 1 項各号列記以外の部分中「際または」を「際又は」に、「一」を「いずれか」に、「、または」を「又は」に改め、同項第 3 号中「かし担保期間」を「種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の期間」に、「または」を「又は」に改め、同条第 2 項中「前項」の次に「の取替え又は補足」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同項ただし書中「または」を「又は」に改める。

(北九州市工事執行規則の一部改正)

第 2 条 北九州市工事執行規則 (昭和 4 9 年北九州市規則第 7 7 号) の一部を次のように改正する。

第 1 7 条の見出しを「(担保責任)」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「、それぞれ」を削り、「瑕疵」を「種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合」に改め、同条第 2 項及び第 4 項中

「瑕疵」を「種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合」に改める。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市告示第 83 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 14 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 30 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区域	
小倉南区	大字長野、津田一丁目、津田南町、長野東町、長野本町二丁目、長野本町三丁目及び長野本町四丁目の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第 84 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 14 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 30 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区域	
小倉南区	大字長野、津田一丁目、津田南町、長野東町、長野本町二丁目、長野本町三丁目及び長野本町四丁目の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第 85 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 14 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 30 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名 称	区 域
長野・津田地区地区計画	北九州市小倉南区大字長野、津田一丁目、津田南町、長野東町、長野本町二丁目、長野本町三丁目及び長野本町四丁目の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第 86 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、帆柱公園駐車施設における山麓駅前広場駐車場、バス駐車場及び立体駐車場の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 3 月 30 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
アマノマネジメントサービス株式会社北九州営業所	北九州市小倉南区湯川二丁目 9 番 22 号	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 87 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 14 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 30 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

道路

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 7・4・44－55 号 長野津田区画街路 1 号線

追加する部分 北九州市小倉南区長野本町二丁目、長野本町三丁目及び津田南町の各一部

(2) 7・4・44－56 号 長野津田区画街路 2 号線

追加する部分 北九州市小倉南区津田一丁目及び長野本町二丁目の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市交通政策課

北九州市告示第 88 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 30 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
5819	中曽根東 7号線	前	小倉南区中曽根五丁目348 6番2から 小倉南区中曽根新町1019 番3地先まで	21.0 ～ 48.0	632.0
		後	小倉南区中曽根五丁目348 6番11地先から 小倉南区中曽根新町1019 番3地先まで	21.0 ～ 48.0	632.0

北九州市告示第 89 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 2 年 3 月 30 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 30 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
5819	中曽根東 7 号線	小倉南区中曽根五丁目 3 4 8 6 番 1 1 地先から 小倉南区中曽根新町 1 0 1 9 番 3 地先まで

北九州市告示第90号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画の種類
高度地区
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
小倉北区魚町四丁目の一部
- 3 縦覧場所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第91号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画の種類
土地区画整理事業
- 2 都市計画の決定に係る土地の区域
小倉北区魚町四丁目の一部
- 3 縦覧場所
北九州市小倉北区古船場町1番35号
北九州市建設局河川部神嶽川旦過地区整備室

北九州市告示第 9 1 - 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を決定したので、同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 1 4 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

土地区画整理事業

2 都市計画の決定に係る土地の区域

区域	
小倉南区	大字長野、津田一丁目、津田南町、長野東町、長野本町二丁目、長野本町三丁目及び長野本町四丁目の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局都市再生推進部都市再生整備課

北九州市公告第 2 1 2 号

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 1 4 条第 1 項の規定により北九州市長野津田土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第 2 1 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 組合の名称

北九州市長野津田土地区画整理組合

2 事業施行期間

令和 2 年 3 月 3 0 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

3 施行地区

区域	
小倉南区	大字津田、大字長野、津田一丁目、津田南町、長野東町、長野本町一丁目、長野本町二丁目、長野本町三丁目及び長野本町四丁目の各一部

4 事務所の所在地

北九州市小倉南区津田南町 1 番 6 8 号

5 設立認可の年月日

令和 2 年 3 月 3 0 日

6 事業年度

毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで

7 公告の方法

組合の事務所、北九州市役所、小倉南区役所及び同区役所曾根出張所の掲示板に掲示して行う。

北九州市公告第 2 1 4 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

（掲示により別紙省略）

北九州市公告第 2 1 5 号

都市再生特別措置法（平成 1 4 年法律第 2 2 号）第 8 1 条第 1 項の規定により作成した北九州市立地適正化計画を変更したので、同条第 1 9 項において準用する同条第 1 8 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 変更に係る事項

居住誘導区域

2 公表の日

令和 2 年 3 月 3 0 日

3 公表の方法

北九州市建築都市局計画部都市計画課のホームページ（<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/07900223.html>）に掲載するとともに、同課（北九州市小倉北区城内 1 番 1 号）に備え付けて一般の縦覧に供する。

北九州市公告第 2 1 6 号

令和 2 年 3 月 2 6 日 発行 第 4 6 1 7 号 北九州市公報における北九州市公告第 2 0 4 号により公告した次の公募型プロポーザルを中止する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

公募型プロポーザル（北九州水素タウン展示ブース制作業務委託）

北九州市上下水道局管理規程第3号

北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月30日

北九州市上下水道局長 中西満信

北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程

北九州市上下水道局職員就業規則（昭和39年北九州市水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））及び職員との関係において一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有し、当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係（以下「パートナーシップ関係」という。）にある者として管理者が定めるもの（以下「パートナーシップ関係にある者」という。）をいう。以下同じ。）

(2) 職員又は職員とパートナーシップ関係にある者の2親等以内の親族第9条第1項第3号中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

別表第3の3の項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表の5の項を次のように改める。

5 職員の結婚又はパートナーシップ形成	休業日を除き、5日以内の引き続く日数	(1) 結婚の日又はパートナーシップ形成の日は、休暇の期間内のいずれの日又は休暇の期間に連続する日でなければならない。 (2) 前号のパートナーシップ形成の日とは、パートナーシップ関係を有することとなる日として管理者が認めた日をいう。
---------------------	--------------------	--

別表第3の7の項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表の8の項中「男性職員」を「職員」に、「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表の9の項及び13の項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

別表第3の付表中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表の備考に次の1号を加える。

(3) 職員とパートナーシップ関係にある者の血族の場合は、姻族に準ずる。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 3 の 5 の項の規定は、この規程の施行の日以後にその期間が開始する特別休暇から適用し、同日前にその期間が開始する特別休暇については、なお従前の例による。

北九州市交通局管理規程第4号

北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月30日

北九州市交通局長 池上修

北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程

北九州市交通局就業規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第43条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び職員との関係において一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有し、当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係（以下「パートナーシップ関係」という。）にある者として管理者が定めるもの（以下「パートナーシップ関係にある者」という。）をいう。以下同じ。）

(2) 職員又は職員とパートナーシップ関係にある者の2親等以内の親族
第43条第1項第3号中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

別表第2の3の項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表の5の項を次のように改める。

5 職員の結婚又はパートナーシップ形成	休業日を除き、5日以内の引き続く日数	(1) 結婚の日又はパートナーシップ形成の日は、休暇の期間内のいずれかの日又は休暇の期間に連続する日でなければならない。 (2) 前号のパートナーシップ形成の日とは、パートナーシップ関係を有することとなる日として管理者が認めた日をいう。
---------------------	--------------------	---

別表第2の7の項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表の8の項中「男性職員」を「職員」に、「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表の9の項及び13の項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

別表第2の付表中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表の備考に次の1号を加える。

(3) 職員とパートナーシップ関係にある者の血族の場合は、姻族に準ずる。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 の 5 の項の規定は、この規程の施行の日以後にその期間が開始する特別休暇から適用し、同日前にその期間が開始する特別休暇については、なお従前の例による。

北九州市公営競技局管理規程第2号

北九州市公営競技局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。
。

令和2年3月30日

北九州市公営競技局長 上野 孝司

北九州市公営競技局職員就業規程の一部を改正する規程

北九州市公営競技局職員就業規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

（1） 配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び職員との関係において一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有し、当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係（以下「パートナーシップ関係」という。）にある者として公営競技局長が定めるもの（以下「パートナーシップ関係にある者」という。）をいう。以下同じ。）

（2） 職員又は職員とパートナーシップ関係にある者の2親等以内の親族
第9条第1項第3号中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局公告第4号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年3月30日

北九州市公営競技局長 上野孝司

- 1 特定役務の名称及び数量
若松モーターボート競走場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和2年2月27日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
九州電力株式会社
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 契約金額
7,032万9,920円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和2年1月9日
- 8 落札方式
最低価格による。